

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会第11回火薬小委員会
議事要旨

日時：令和元年12月19日（木曜日）14時00分～16時00分

場所：経済産業省 別館9階944共用会議室

出席者

新井（充）座長、浅野委員、飯田委員、磯谷委員、伊藤委員、川崎委員、熊崎委員、坂田委員、関委員、高木委員、高橋委員、東嶋委員、萩原委員、三浦委員、三宅委員、山田委員

議題

- （1）火薬類の技術基準等の見直しについて（審議事項）
- （2）今年度実施した施策について（報告事項）
 - ①火薬類取締法改正について
 - ②火薬類取締法施行規則の改正について
- （3）2019年の火薬類取締法関係事故について（報告事項）
- （4）その他

議事概要

（1）火薬類の技術基準等の見直しについて

（委員）

スマート化についてリスクにきめ細かく応じた規制という説明があり、一見矛盾した考え方に思えるが、何か仕切りのようなものがあるのか。

（事務局）

火薬類の保安のスマート化は、基本的に事業者の自主保安を支援するもの。そのためには、昭和25年制定時からの技術進歩や新しい製品の普及など変わってきた状況に応じた規制に整備しておくことも必要であり、スマート化の一環として取り組むこととしている。

（委員）

事前評価を行う委員会は、事業者が自社内に設置してもよいということだが、自社に都合のよい結果が出る方法を選択することも可能であり不適切ではないか。そ

れよりも、特定の委員会で全て審議するようにしたほうが適切ではないか。情報が集約でき、自治体ごとの許可判断のばらつきも抑えられる。

(事務局)

性能規定への適合性については、基本的には事業者が自ら説明することが前提。その際、適宜、技術的な事項について証明する資料を提出することとしており、その一つが専門家による評価書である。委員会が利害関係のない有識者で構成されることで、評価内容は事業者に偏ったものにならないものとする。

今後も、自治体ごとの判断のバラツキがないよう、例示基準の充実や都道府県との定期的な会議等に取り組んで参りたい。

(委員)

技術基準の性能規定化は、現場の方にとって、適切な改正案になっているのか。

(委員)

今回の技術基準の改正案は、事前に関係企業が集まった委員会で議論し、その要望を踏まえて作成されたもの。

(事務局)

最終的には、パブコメで意見を集約して、必要があれば修正を検討する。

(委員)

努力義務規定について、事業者の努力をどのように確認するのか、事業者と自治体のやりとりに係るイメージを教えてほしい。努力していることの判断基準は各自治体に委ねられるのか。

(事務局)

まず、努力義務とされた規定については、必須事項ではないとの判断がなされたものと理解。その上で、自治体は、許可申請の審査時や、完成検査や保安検査の際に、事業者の実情を聞きつつ、適切に対処されていることを確認することになる。

(委員)

例えば、可燃性冷媒や、リチウム電池等の新しい技術が出てきているが、これらの扱いについてどう考えるか。

(事務局)

リチウム電池であれば蓄電池として確認し、冷媒についてはエアコンで確認することとなるが、万が一危険が及ぶことがあれば、直ちに基準の見直しを検討したい。

(委員)

製造の特則に関して、性能規定化された技術基準であっても、事業者から特則承認要望が出る可能性を否定できないのではないかと考えている。事前に可能性の有無を判断するのが難しいとすれば、貯蔵と同様に、製造にかかる技術基準は全て特則承認の対象とするのはどうか。

(事務局)

我々も、特則の対象範囲は広く設定していきたいと考えている。特則承認は技術基準によらない方法が認められるものであることを考慮し、検討したい。

(2) 今年度実施した施策について (報告事項)

特になし。

(3) 2019年の火薬類取締法関係事故について

(委員)

事故件数はC2を含めて統計をとっているが、ヒヤリハットは除いてもらいたい。29年の火薬小委員会において、事故統計はC2を除くことになったと思うが確認してほしい。

(事務局)

確認する。ヒヤリハットでも大きな事故に繋がる可能性があるため、これも踏まえて検討したい。

(4) その他

(事務局)

いただいたご指摘のうち、事前評価を行う委員会は一つに限定したほうがよいのご意見については、第三者制度をどう担保するのかという点が重要。現行の方針で進めることとし、その後必要があれば適宜修正を検討したい。また、努力義務の扱いに係るご意見については、国と自治体間の情報共有の手立ての有り方を検討したい。最後に、事故情報の発信については、事業者の努力が見える形にしていくことが重要だと考える。

お問合せ先

産業保安グループ 鉾山・火薬類監理官付

電話：03-3501-1870

FAX：03-3501-6565